

「同和問題」の特別扱いを撤廃！

大阪府が2015年に実施する「人権問題に関する府民意識調査」は「いろいろな人権問題」を掲げ、「女性、子ども、高齢者」から「ヘイトスピーチ」まで15項目を列挙しています。「同和問題」はその中の1項目としてあげているだけで、意識調査の中でこの問題のみを取りあげた質問項目はなくなりました。

2010年調査は、半分が「同和問題」の質問だった

2010年調査は「はじめにいろいろな人権問題について」と10問、そのあと、「ここからは主に同和問題についてお聞きします」と10問を設定していました。前半の「いろいろな人権問題」と書かれた中にも「同和問題」が選択肢の中にあり、人権問題というのは名ばかりでした。

「地区」が現存し、「地区出身者」がいるという前提に立った設問は、あらためて出自に関心を向けさせ、差別を助長する調査とも言えるものでした。

民権連は2010年調査を厳しく批判

大阪府に2015年調査の中止を要求してきました

民権連は2014年8月、大阪府に対し「2015年意識調査は中止すること」という要求書を提出、粘り強く問題点を指摘してきました。

「地区」「地区の人々」がいたるところに出る調査は、府によって差別をばらまく時代錯誤の調査であり、部落問題の解決には役立つ役割を具体的に指摘しました。

また、意識の調査は「内心の自由」に踏み込むものであり、調査そのものに問題があることも指摘しました。

府民の目は確か 府特別扱いに大きな批判

2010年府民意識調査の自由記述欄には、過去の同和行政に対する批判がびっしりと書かれていました。大阪府もこれを受けてようやく「未だに特別措置法に基づく施策と誤解されるようなものがないか自己点検し、制度や運用に問題があれば見直す」とし、見直しをすすめています。

「同和問題」についての府民の目は確かです。

憲法の示す基本的人権を保障するのが行政の責務

「府民意識調査」は、府当局が府民を啓発するという前提でつくられています。しかし、本来、啓発の主体は府民です。

健康で文化的な生活を営む権利、働く権利、学ぶ権利、言論の自由などの基本的人権については府は人権問題として把握していません。権力・社会的権力（企業など力の強いもの）による人権侵害にも目をつぶっています。「意識調査」の項目は人権を狭くとらえています。

地方自治法の第1条にいう「福祉の増進」という自治体の本来の役割が発揮されるよう求めるものです。